

令和4年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 4年12月 2日（金）

午前 9時55分 開 会

午後 1時25分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 5号 滝川ふれ愛の里条例

日程第 6 議案第 1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第10号）

議案第 6号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）

日程第 7 議案第 2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第 8 議案第 3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）

日程第 9 議案第 4号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第 7号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第 9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）

日程第14 議案第14号 滝川地区広域消防事務組合理約の変更について

日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第17 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（15名）

1番 三 上 裕 久 君

2番 堀 重 雄 君

3番 木 下 八重子 君

4番 山 口 清 悦 君

5番 山 本 正 信 君

7番 関 藤 龍 也 君

8番	寄谷猛男君
10番	安樂良幸君
12番	田村勇君
14番	荒木文一君
16番	東元勝己君

9番	佐々木和代君
11番	本間保昭君
13番	柴田文男君
15番	水口典一君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君
教育長	田中嘉樹君
会計管理者	杉原慶紀君
総務部次長	堀之内孝則君
保健福祉部長	横山浩丈君
建設部長	尾崎敦君
市立病院事務部長	柳圭史君
教育部長	諏佐孝君
監査事務局長	中川祐介君
企画課長	平川泰之君

副市長	中島純一君
監査委員	宮崎英彰君
総務部長	和田英昭君
市民生活部長	浦川学央君
産業振興部長	鎌田清孝君
建設部次長	加地幸治君
市立病院事務部次長	堀勝一君
教育部指導参事	橋本展晴君
総務課長	小畑力也君
財政課長	景由隆寛君

○本会議事務従事者

事務局長	深村栄司君
書記	高橋誠君

事務局副主幹	壽崎行洋君
書記	山本亜希子君

開会 午前 9時55分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において堀議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間といたしたいと思いを。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和4年第4回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和4年度一般会計ほか各会計補正予算及び条改正等の議案をご審議いただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和4年8月20日から11月18日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させ

ていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは別途、令和４年産米の出荷状況につきまして口頭でご報告を申し上げます。本年産米の出荷につきましては、１１月１４日現在でＪＡたきかわと生産者間の出荷契約数量９万６、８２４俵に対して出荷見込数量は９万５、４６２俵であり、出荷契約数量に対する出荷見込み率は約９９パーセントとなっております。本年は、生育期間を通じて気温が高く推移し、日照時間も長かったことから、水稻の生育は順調に進み、収量といたしましては作況指数１０６と３年連続の良となりました。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長 長の行政報告につきまして、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第５ 議案第５号 滝川ふれ愛の里条例

○議長 長 日程第５、議案第５号 滝川ふれ愛の里条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第５号 滝川ふれ愛の里条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨であります。令和３年４月１日から普通財産として使用貸借し、株式会社北のたまゆらによる管理を行っている滝川ふれ愛の里を令和５年４月１日から指定管理者による管理を行う公の施設とするため、条例を制定したいとするものです。

条例の内容をご説明する前に、滝川ふれ愛の里に係るこれまでの経過と背景についてご説明いたします。滝川ふれ愛の里は、平成９年の開館以来、施設を運営するため設立した第三セクター、株式会社滝川グリーンズによって運営され、収支不足に対する市の支えの下、長きにわたり公共施設として役割を果たしてきた経過がございます。平成３０年４月からは株式会社北のたまゆらを指定管理者として、また令和３年４月からは同社への施設の使用貸借により運営が行われてきており、この間同社による館内設備等のリニューアルをはじめ、キャンプ場やカーキャンプサイトの開設など積極的な投資により、市民の皆様にとって、あるいは西滝川地域の観光拠点施設として魅力向上が図られ、令和３年度は年間２０万人を超える利用者数に至っているところであります。昨今の新型コロナウイルス感染症による影響や国内外の情勢変化に伴うエネルギー価格の高騰により経営を取り巻く環境が厳しさを増し、同社による滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園キャンプ場の運営は令和５年３月末までとなりましたが、滝川ふれ愛の里が果たす役割は開館以降変わらずに今日に至

っております。令和５年４月１日から、これまでに整備された各施設等を活用し、施設運営のノウハウを有する現在の従業員の皆様の支えも得ながら、公の施設として切れ目なく運営したいとするものです。

条例の内容につきましてご説明を申し上げます。第１条、目的及び設置にありますように、地域に賦存する多様な資源を総合的に活用し、都市と農村との交流等を促進するとともに、市民福祉の向上を図り、食による健康の拠点づくりに資するため、滝川ふれ愛の里を設置するものでございます。

第２条、名称及び位置につきましては、名称、滝川ふれ愛の里、滝川市西滝川７６番地１でございます。

第３条、施設につきましては、食と健康の養生館、コテージ、管理棟、格納庫、オートキャンプサイト、地ビール製造施設、その他附帯施設となっております。

第４条、管理の代行等でございますが、市長は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第２４条の２第３項の規定により、ふれ愛の里の管理を指定管理者に行わせるとしており、第２項には指定管理者の業務、第５条以下第１０条まではそれぞれ実施する事業、施設の利用期間及び利用時間、利用の許可及び制限、目的外利用等の禁止、特別設備等の許可について定めております。

第１１条、利用料金につきましては、第２項で利用料金は指定管理者の収入としたいとするものであり、第１２条、利用料金の承認では、利用料金は指定管理者が定め、第３項においては市長は利用料金がその設置の目的に照らして妥当と認めるときは承認を与えるものとしたいとするものです。

利用料金につきましては、４ページの別表、利用料金設定基準によりその上限額を定めており、この範囲内で指定管理者が定めることとしたいとするものです。

第１３条、第１４条では利用料金の減免、利用料金の不還付について、第１５条では利用許可の取消し等について、第１６条では原状回復について、第１７条では破損の届出、損害の賠償について定めております。

第１８条につきましては、やむを得ない事情があると認められるときは市長はふれ愛の里の管理を行うことができるものとし、第１９条では規則への委任ということで、条例の施行に関し必要な事項規則で定めたいとするものです。

附則といたしまして、施行期日は令和５年４月１日とすること、加えまして準備行為として、利用の許可等の手続その他滝川ふれ愛の里を供用するために必要な準備行為は本条例の施行前においても行うことができること、指定管理者の指定のために必要な手続その他の準備行為は本条例の施行前においても滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の例により行うことができることについて定めており、この準備行為の規定は公布の日から施行することとしたいとするものです。

以上、議案第５号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。木下議員。

○木下議員 ふれ愛の里について、北のたまゆらから何らかの収支の報告を受けておりましたら、報告してください。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 北のたまゆら様からの収支の報告ですけれども、指定管理施設として運営しておりました令和２年度までの報告しか受けておりません。当時の収支に関しましては、収支不足として約９，９００万円と報告を受けているところであります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 おはようございます。北のたまゆらの施設というか、会社というか、非常にしっかりした会社で、いろんなことをやっている。北のたまゆらばかりでなく、たまゆらの杜やら、いろんなことをやっているのです、実は。そして、それなりに、札幌近辺が多いのですが、経営状態としては安定しているというようなことから、なぜ滝川だけ撤退したのか、その理由等あれば教えてください。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 北のたまゆらの全体の経営状況について私ども知っているような状況ではありませんけれども、今回の撤退の理由といたしましては、長引くコロナウイルス感染症の影響、それからエネルギー価格の高騰と、こういったことによって経営環境の厳しさが増したということで伺っております。先ほども申し上げましたけれども、令和２年度の指定管理の状態のときの収支不足ということは約９，９００万円と報告を受けておりますけれども、今申し上げたとおり、現状といたしますか、今回の撤退に伴う理由として直接伺っているお話としては、環境変化に伴いまして経営上の見通しが厳しくなったというようなものというふうに私どもとしては押さえております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 さっきも言ったように、北のたまゆらは滝川だけやっているのではなく、いろんな場所でやっているということから、滝川だけが撤退しているのです。滝川だけが撤退しているというのは、やはり売上げが上がらないからというのが最大の理由だと思います。以前も私は言いましたけれども、客単価がこのままでは絶対黒字化にはならないということを申し上げておりますが、今後においても北のたまゆらが撤退し、そして例えばほかの希望者がいるというような場合には同じ条件でやっても決してプラスにはなっていないというふうに思うのですが、北のたまゆらは滝川で何かの援助をした場合にまたやる気があるのか、それとももう滝川は要らないと諦めたのか。それと、契約においてたしかこれは１０年契約だと思ったのですが、まだ残っているわけです。その残っている分というのはどういうふうな考えがあるかお聞きします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、この施設の今後の運営につきましてですけれども、この提案にご賛同いただければ様々なことを考えていかなければならないというふうには考えておりますけれども、その中でもし仮に北のたまゆらがまた再びこの施設に関して何らかのお考えをお持ちになって参画したいというようなことがもし起こるとすれば、そういった可能性についても全く否定するものではな

いというふうに考えております。

それから、10年契約の内容につきましては、いわゆる不可抗力的なもの、今回でありましたら例えばコロナウイルスの影響でありますとか、エネルギー価格の高騰でありますとか、そういった事情によりまして経営がなかなか厳しくなったときには双方協議の上、契約の継続について検討するというようなことに契約書上なっておりますので、それに基づいて今回の状況になったということとであります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今回北のたまゆらが撤退して、市が指定管理による管理に移行するということなのですけれども、説明にもありましたが、コロナ禍で利用客が減っている、それからエネルギー価格が高騰しているという中での経営というのは民間の事業者でもこれだけ苦戦しています。ですから、これを市の管理下で行うという場合にはかなりの苦戦が予想されると思います。それに市の税金を投入することがあるかもしれないわけですので、その場合それについて市民の理解をどう得るかということが大事になってくると思います。この条例の目的の中で市民の福祉向上ということが図られているのですが、市民の利便性を図る、それから市民福祉の向上を図るということでの具体的な事業展開も含めて必要になってくると思うのですが、その点について市はどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今後の運営の話ということでございますけれども、まずは令和5年度から切れ目なく運営するという事を一番重要視しております。円滑に引継ぎを行うこと、それから運営を安定させるということを一優先として進めていきたいというふうに考えております。その後の運営の方法といいますか、につきましては、議員おっしゃったようなことも含めまして公共施設としての位置づけということを改めて考え直す中で、あらゆる方向性、あらゆる運営の方法というようなことも全く否定しないで検討して進めていきたいという考えであります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 確認なのですが、あらゆる方向性を否定しないということなのですが、北のたまゆらは営利事業者です。それで、公共の施設として行っていく場合には営利の事業者の運営とは一線を画した運営が必要になってくると思うのですが、従来の方向性については否定しないというか、同じことをそのままやるということもあり得ることなのではないでしょうか。それは私はいかなものかなと思いますので、その辺についてちょっと確認したいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 北のたまゆらは確かに営利企業ではありましたが、使用貸借という中におきましても施設の使用指導ということにつきましては従前の公の施設として運営していたときの考え方と大きく変えていたものではありません。様々な工夫を凝らしまして収支が整うように努力されていたということとありますけれども、したがって全てそれを否定するものではありませんし、一方で、繰り返しになりますけれども、この後公共施設としての位置づけを改めて見直すことになりますので、そういった中でこれまでと同じことを引き続きやり続けるということでもありません

し、新たな取組ということにつきましても考えていくということで、あらゆる方向性も否定しないというご答弁をさせていただきました。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 2点、事前に通告をさせていただいておりますのでお聞きしますが、その前段でどうしてこういう質問に至ったかということをお話しますが、一般市民がこの問題をどう考えているのかということも我々議員としてもある程度つかんでおかなければいけませんので、私が、十四、五人からだったと思いますが、伺っております。かいつまんでお話ししますが、基本的には施設はないよりあったほうがいい、これが大半です。次に、赤字が前提だということだとどうだということになると、これは180度変わります。最終的には、頻繁に利用されている方は賛成、全く利用されていない、もしくは1年に一、二回という方は理解度が低いと、こういう状況です。そんな中で、様々な質問の中で出ていたコロナ禍あるいは光熱費の高騰を差し引いても、基本的に温泉浴場施設の運営というのは相当時代として過渡にきているのではないかとこの認識を私は持っています。次年度以降累積赤字がどんどん膨らんでいくという状況の中で、新たな展開があればそれにこしたことはありませんが、その場合、滝川市としてこの事業を起こした責任者として最終的に場合によっては事業そのものを閉鎖するという、逆に難しいことなのですけれども、現段階でということも当然考え得るというお答えになるのかどうか、それをまず伺っておきたいというふうに思います。

それから、2つ目なのですが、年度の収支はとても大事だと思うのですけれども、当然温泉施設なので、経年劣化による設備更新とか大規模な改修、それが見込まれるというふうに私は今後も思います。小規模な改修については結構ですが、数千万円単位以上の大きな設備の更新とか、そういうものが直近のこの四、五年の間に想定されるのかどうかを伺っておきます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この施設に関しましてですけれども、年間約20万人の利用者数があります。空知管内の指定管理による温浴施設、我々のほうで調査した中の14か所ほどありますけれども、その中で最も利用者数が多い。まずは切れ目なく安定的に運営を継続することを最優先とする中で、公共施設としての位置づけ、これが果たすべき役割というのをしっかりと見定めていきたいというのが考えです。また、運営と並行して経営改善が可能な部分につきましてはできるだけ早期に取り組んでいきたいと考えておりますし、いつまでということは今申し上げられる話ではありませんけれども、一つの考え方としてですけれども、これは補助事業として建設している施設ですけれども、令和9年度の3月末が補助事業上の法定耐用年数とされておりますので、一つの目安にしかありませんけれども、施設の老朽度合いや大規模改修、修繕等の必要時期等も勘案しながらにはなりますけれども、これを一つの節目ということでは考えております。

一方、これまでの運営状況に加えて、周辺類似施設の状況でありますとか、商圈人口の把握でありますとか、あらゆる調査をしていこうという考えもあります。運営方策を視野に入れて、より効果的、効率的な運営方法について検証や検討を行う中でこの施設の運営をしていこうと考えております。結果的に客観的な現状分析を実施したいと思っておりますけれども、そういったもの

から得られた結果でありますとか、または民間事業者の皆様との様々なやり取りがこれからあると思いますけれども、そういった中から得られるものもあると思います。そういった中から導き出されることから新たな提案を行うという可能性も当然否定するものではありません。繰り返しになりますけれども、様々なといいますか、あらゆる方向性といいますか、そういったものを否定しない考え方であります。

それから、大規模改修の件ですけれども、これまで普通財産として使用貸借を受ける株式会社北のたまゆらによって投資が行われてきているという事実がありまして、令和5年度からは公の施設となることから、指定管理に係る協定書に基づきまして、一定額を超える施設については市として対応していくことになると思います。北のたまゆらが改修を行ってきた設備を活用するということによりまして、向こう5年程度においては大規模な設備の改修は見込まれないものというふうに見込んでおります。ただし、細かな機械設備の修繕、更新、耐用年数に満たないものであっても小さな故障というのは起こっているようです。交換の可能性もあります。部品の交換とかもあると思います。故障により施設が休館というような状況になる前に必要な修繕とかは行っていききたいと思います。また、ご質問にありました例えば躯体に係るような大規模な修繕、そういったものについては現状は想定されておりませんが、例えば経年で劣化していきます屋上防水等は多額の費用がかかるといいますし、こういったものについては将来的には必要になってくるものというふう認識しております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これを最後にしますが、この議案については市民の中で賛否が大変大きいです。当然提案される市側として責任がありますし、我々はそれを議決するかどうかということの責任が大きいです。私は、いろいろ今ご説明いただいて納得はしているのですが、10億円も15億円も赤字になったときに公的な施設の位置づけということが通用するかということなのです。私は、この議決、今から賛成するか反対するかという前に、そういう限度があるのだと、それは今数字は言えないけれども、やめる覚悟もあるのだということは明確に申し上げて、最終的にですよ、そういう可能性もあるし、覚悟もあるのだということは申し上げていただいたほうが市民に対するメッセージとして適切でないかなというふうに思うので、もう一度可能な限りお願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの荒木議員のご質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、市民の代表である市議会議員として市民を代表しての今の懸念、十分理解させていただいております。私どもも今回の提案は1年という期間で指定管理をさせていただきながら、その間にいろいろと判断をしていく、その後新たな指定管理者を求める等々のことを行いながら考えていきたいと思っておりますが、数年か分かりませんし、1年か分かりませんが、このままいくと大きな損失が、赤字額が膨らんでいくと、これは市民のためにならないという判断をしたときには閉鎖もやむを得ないという、その気持ちを持って今回の提案をさせていただいているということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 今各議員の質疑に対する答弁を聞いて思ったのですけれども、平成9年に農水省の補助金をもらって建てたのです。今の部長の答弁だと令和9年にその補助の枠が外れるということなのですけれども、9年までに補助を受けた制限というのがいろいろあると思うのですけれども、その制限内容をちょっと確認したいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 繰り返しのご説明になる部分もありますけれども、農林水産省の補助金を活用して整備している施設でありまして、施設そのものの法定耐用年数が31年です。そのことから、単純には令和9年度末まで国の制約があるというものでありますけれども、具体的に今国との協議や手続に入っているわけではありませんので、必ずしもこれが単純に例えば補助金の返還になるとか、認可が下りないとかというようなことについては分かりません。その可能性が残るということであります。実際の協議を行っておりませんので、返還額の仮の算定とかも行っていないというのが現状であります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 実際にそういう状況になっていないので分からないということなのですけれども、今市長が言ったように、令和9年前にこれは赤字が膨らむから閉鎖、解体するというふうになった場合は補助金の返還というのはかなりあるのではないかというふうに思うのですけれども、そういうものがあっても市長としてはやっぱり判断するということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 私が判断もやむなしというときは、かなり累積が膨らんできている、またはほかにいい指定管理の方がいない等々のいろんな条件が重なって、最終的な判断だというふうに思っておりますので、安易に閉鎖を判断しようという思いはございません。先ほど申し上げましたとおり、市民の皆さんのご意見を聞きながら、あくまでも私は行政の様々な政策を進める中にはそれが市民のためになるかならないかということを第一に考えて進めてきておりますので、今回のふれ愛の里条例の変更につきましても今回のこの変更が市民のためになるという判断の下に提案をさせていただいております。

ですから、今ほど山口議員のご質問がございましたが、適化法という問題があって、補助の年数が切れる前にそれを閉鎖した場合に返還金が生まれるのではないかというふうなご質問でございましたけれども、そのときにその金額がどのようになるかということも含めた判断になろうかなというふうに思っております。私は、そんなに大きな問題にはならないというふうな思いは持っておりますけれども、その時点でないと分からない問題でございますので、もしも最悪の場合そのようになったときには、そのような状況をしっかりと判断しながら、判断といいますか、いろいろと情報を取りながら判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第6 議案第 1 号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第10号）

議案第 6 号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）

○議 長 日程第6、議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第10号）、議案第6号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

今回の補正は、電力契約の変更に伴う光熱水費の補正及び障害児支援給付費扶助の実績見込みによる補正などが主な内容となっております。

1 ページを御覧ください。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,822万4,000円を追加し、予算の総額を230億7,676万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費ですが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、債務負担行為の補正ですが、債務負担行為の追加は、第3表によるところでございます。

第4条、地方債の補正ですが、地方債の変更は、第4表によるところでございます。

2 ページから4 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。5 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。令和5年度に繰り越して使用する経費の公営住宅事業特別会計繰出金につきましては、社会資本整備総合交付金事業の追加に伴い、公営住宅事業特別会計の啓南団地7号棟給排水管改修工事を当初計画よりも先行して実施したいと

するものですが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、繰越額は5,695万3,000円となります。

第3表、債務負担行為補正でございます。債務を負担する行為をすることができる事項を2件追加したいとするもので、1件目は滝川市音楽公民館管理代行負担金の支払いで、期間は令和5年度から令和7年度まで、限度額は1,066万2,000円、2件目は滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く）及び池の前水上公園キャンプ場管理代行負担金の支払いで、期間は令和5年度、限度額は6,383万3,000円でございます。

第4表、地方債補正でございます。一般廃棄物処理施設整備事業債90万円を減額し、4,450万円としたいとするもので、中空知衛生施設組合の令和4年度ごみ処理施設整備費が確定し、中空知衛生施設組合負担金が減額となることに伴い、上限額を90万円減額したいとするものです。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額1,915万4,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は庁舎等の維持管理に要する経費の補正で、電力契約の変更に伴い、光熱水費1,887万7,000円を増額補正したいとするものです。2点目は、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正で、令和5年4月から公の施設として滝川ふれ愛の里を運営することに伴い、滝川市が温泉利用許可及び営業許可を得る必要があることから、許可申請手数料として27万7,000円を補正したいとするものです。

2款1項7目市民生活推進費、補正額79万4,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は市民生活の向上推進に要する経費の補正で、寄附者の意向により三楽街振興のためにとご寄附賜りました100万円の一部を財源として三楽街へ防犯カメラを設置するため、52万4,000円を補正したいとするものです。2点目は、消費者行政推進事業に要する経費の補正で、消費者行政推進事業につきましては令和4年第2回定例会におきまして補正予算をご承認いただき、消費生活相談員等の資質向上や啓発活動を実施してきましたが、北海道消費者行政強化事業補助金の追加交付が決定したことから、消費者被害の未然防止を図るとともに、消費者問題への関心を喚起するため、地域や学校における啓発活動を行うほか、消費生活相談員等のさらなる資質向上を目指し、研修会等へ派遣するため27万円を補正したいとするもので、費用の全額が道補助金で措置されるものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額279万4,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。国が実施していますマイナポイント事業が本年12月末で終了しますが、事業終了後も引き続きマイナンバーカードの普及を促進するため、出張申請の充実に係る費用を補正したいとするもので、費用の全額が総務省の個人番号カード交付事業費補助金で措置されるものです。

2款4項3目道議会議員知事選挙費、補正額1,520万4,000円の増額につきましては、道議会議員及び知事選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年3月に告示、4月に投開票を予定されております知事選挙及び道議会議員選挙につきまして、令和4年度中に執行する経費について補正したいとするものです。主な内容は、ポスター掲示板設置等委託料、期日前投票に係る

投票管理者、立会人報酬、会計年度任用職員報酬などとなっております。財源につきましては、令和5年度分と併せて全額を北海道からの委託金で賄うことを予定しておりますが、令和4年度分として713万3,000円を見込んでいるところでございます。

14ページをお開きください。2款4項4目市議会議員市長選挙費、補正額176万5,000円の増額につきましては、市議会議員及び市長選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年4月に告示と投開票を予定しております市議会議員及び市長選挙につきまして、令和4年度中に執行する経費について補正したいとするものです。主な内容は、投票所入場券、投票用紙の作成などとなっております。

3款1項2目障害者福祉費、補正額143万円の増額につきましては、障害者地域生活支援事業に要する経費の補正でございます。国が障がい福祉分野の様々なデータを有効活用するため、障害支援区分認定システムと連結した障がい福祉サービス等データベースを構築し、令和5年度から本格的な運用を目指していることから、新たに構築されるデータベースへの移行に向けた障害者自立支援給付支払等システムの改修を行うため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省の障害者総合支援事業費補助金で措置されるものです。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額4万5,000円の増額につきましては、こども発達支援センターの運営管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により子ども・子育て支援環境の充実のためにとご寄附賜りました10万円の一部を財源としてこども発達支援センター指導用備品を購入するため、補正したいとするものでございます。

3款2項3目児童福祉施設費、補正額70万5,000円の増額につきましては、児童館の運営管理に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、寄附者の意向により子ども・子育て支援環境の充実のためにとご寄附賜りました10万円の一部を財源といたしまして児童館で使用する玩具を購入するため、5万5,000円を補正したいとするものです。2点目は、電力契約の変更に伴い、光熱水費を65万円増額補正したいとするものです。

3款2項4目障害児福祉費、補正額3,055万9,000円の増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正で、障害児支援給付費扶助の実績を見込み、増額補正したいとするものです。

4款2項1目じん芥処理費、補正額1,146万9,000円の減額につきましては、2点ございまして、1点目はじんかいの収集処理に要する経費の補正で、中空知衛生施設組合の令和4年度ごみ処理施設整備費の確定に伴い、施設整備費に係る負担金を1,203万9,000円減額補正したいとするものです。次のページ、16ページをお開き願います。2点目は、ごみ最終処分場の運営管理に要する経費の補正で、電気使用量の増加に伴い、光熱水費を57万円増額補正したいとするものです。

4款2項2目し尿処理費、補正額130万4,000円の増額につきましては、し尿の収集処理に要する経費の補正でございます。石狩川流域下水道組合の令和3年度事業費の確定に伴い、し尿処理に係る負担金を増額補正したいとするものです。

6款1項1目農業委員会費、補正額11万5,000円の増額につきましては、農業委員会の運

営に要する経費の補正でございます。令和4年5月に改正されました農業経営基盤強化促進法により、令和6年度末までに人・農地プランをベースとした地域計画を策定することが市町村に義務づけられたことに伴い、農業委員会が目標地図を作成するために必要なタブレット端末を整備するため補正したいとするもので、費用のうち、9万3,000円が北海道の農地集積・集約化対策事業費補助金、2万2,000円が農地利用最適化交付金で措置されるものです。

6款1項5目農業施設費、補正額124万円の増額につきましては、農村環境改善センターの運営管理に要する経費の補正で、電力契約の変更に伴い、光熱水費を増額補正したいとするものです。

7款1項3目丸加高原健康の郷費、補正額102万3,000円の増額につきましては、丸加高原伝習館等の運営管理に要する経費の補正で、同様に電力契約の変更に伴い、光熱水費を増額補正したいとするものです。

8款2項1目道路維持費、補正額3,171万円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は除雪・排雪対策に要する経費の補正で、燃料価格の上昇に伴い、除雪等委託料及び燃料費を1,974万9,000円増額補正したいとするものです。2点目は、流雪溝の維持管理に要する経費の補正で、電力契約の変更に伴い、光熱水費を1,196万1,000円増額補正したいとするものです。

8款3項1目河川維持費、補正額40万円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。江部乙救急排水施設の稼働時間の増加に伴い、管理運営委託料を増額補正したいとするもので、費用の全額が国土交通省の救急排水場操作委託金で措置されるものでございます。

8款5項1目住宅管理費、補正額625万3,000円の増額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。社会資本整備総合交付金事業の追加及び令和4年度の基幹事業並びに家賃低廉化事業に係る交付金の増額に伴い、公営住宅事業特別会計へ繰り出すため、補正したいとするものです。なお、追加となる事業につきましては、公営住宅事業特別会計で令和5年度に実施予定をしておりました啓南団地7号棟給排水設備等改修工事で、当初計画よりも先行して実施したいとするものです。

18ページをお開き願います。10款2項1目学校管理費、補正額5,075万2,000円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、電力契約の変更及びガス料金の値上がりに伴い、光熱水費を増額補正したいとするものです。

10款3項1目学校管理費、補正額1,586万円の増額のその他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正及び10款4項1目学校管理費、補正額741万1,000円の増額のその他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正につきましては、いずれも電力契約の変更に伴い、光熱水費を増額補正したいとするものです。

10款6項2目美術自然史館費、補正額259万8,000円増額の美術自然史館の運営管理に要する経費の補正、3目こども科学館費、補正額101万1,000円増額のこども科学館の運営管理に要する経費の補正及び5目社会教育・文化施設費、補正額86万6,000円増額の教育支援センターの運営管理に要する経費の補正につきましては、いずれも電力契約の変更に伴い、光熱

水費を増額補正したいとするものです。

以上、歳出合計で２億３，８２２万４，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１６款１項１目民生費負担金から１７款３項１目総務費委託金までは、いずれも歳出関連でございます。

１０ページ、１１ページをお開きください。１９款１項３目民生費寄附金及び２０款２項１目基金繰入金は、いずれも歳出関連でございます。

２１款１項１目繰越金１億３，１５１万４，０００円の増額は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２３款１項２目衛生債９０万円の減額は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で２億３，８２２万４，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第６号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例及び議案第１２号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由をご説明いたします。

議案第６号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例は、産業振興部が所管する滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）及び池の前水上公園キャンプ場につきまして、公の施設としての機能や市民サービスの在り方、より効率的な運営方法等に関し、施設の運営と並行して単年度での検証及び検討を行う必要があることから、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条第１項の規定により３年とされている指定管理期間を１年とする特例について制定したいとするものです。

附則の１として、この条例は公布の日から施行するものとし、２としまして、この条例は令和６年３月３１日をもって失効するものでございます。

議案第１２号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

１、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）、所在地は滝川市西滝川７６番地１及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園キャンプ場、所在地は滝川市西滝川３１番１ほかであります。指定管理者となるべき団体の名称は株式会社滝川振興公社、主たる事務所の所在地は滝川市泉町１丁目２１番１２号、代表者は代表取締役、前田康吉氏であります。指定期間は、さきにご説明いたしました管理期間の特例に関する条例によりまして、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの１年間であります。公募によらないで指定管理者を指定する理由でありますけれども、令和５年４月からの切れ目ない施設運営を目指す上で、施設規模の大きさ等から新たに参入する事業者側において相当の検討時間を要するといった観点から指定管理者公募の期間を十分に確保できない状況にあるほか、平成２９年度まで滝川ふれ愛の里

の指定管理者であった株式会社滝川グリーンの吸収合併先が株式会社滝川振興公社であること、また同社が西滝川地域において管理運営する市民ゴルフ場、パークゴルフ場との一体管理によりまして相乗効果を高め、効果的な管理運営とすることが見込まれるということなどを鑑みまして、公募によらず指定管理者を指定したいとするものです。

以上、議案第6号及び第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、滝川市音楽公民館です。指定管理者となるべき団体は、中央ビルメンテナンス株式会社空知事業部でございます。指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間。

選定経過の概略をご説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。募集及び選定の経過につきましては、記載のとおりです。申請団体数は1団体、申請書類の事前審査と申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等により選定基準に基づき総合点数方式で審査をいたしました。その結果、審査点の総合計が基準を満たしたことから選定されたものでございます。選定された団体が主に評価された点につきましては、記載のとおりでございますので、お目通し願います。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入るわけですが、質疑の前に議場内の換気を行うため、暫時休憩を行いたいと思います。再開は11時10分といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時07分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 事前に通告をさせていただいたうちの一つですが、議案第12号の関係であります。北のたまゆらに雇用されている従業員が実際動かしていただいているのですけれども、その実人数です。それと雇用の内訳を伺っておきたいと思います。正規か非正規かということだけで結構です。

それと、それに関連して、1回で終わらせようと思うので、今回のこの関連の議案の柱が雇用を守ることなので、新たに希望された方はいろいろと相談を受けた上で、再雇用ということになりそうだと基本的には振興公社の社員ということになると思いますが、振興公社は独自の給与の体系もお持ちでしょうし、心配しているのはせっかく雇用を守るというのに、全く相入れないよ

うな状況だと結果として何の意味があるのだということになってしまうので、可能な限りで構わないのですが、そのことも含めて市も調整するとか、調整役になって責任を果たすというおつもりがあるかどうか伺っておきます。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 現在の従業員の状況ですけれども、従業員の数といたしましては41名であります。内訳といたしまして、正規職員が4名、パート、アルバイト等の非正規職員が37名という状況であります。北のたまゆらからこのことが市に伝わってから以降、10月ですけれども、市の職員がふれ愛の里のほうに入っております。もちろん運営そのものを学ぶということもありますけれども、業務内容の把握、それから従業員の皆さんとの意思疎通ということを図るという目的で入っておりますので、その辺は少しずつですけれども、信頼関係もできつつあるのかなというふうに思っております。令和5年度以降の雇用につきましては振興公社が行いますけれども、現在の従業員の皆さんの意向を前提としつつ、雇用条件、4月以降の就業意向確認ということを今回提案している議案がお認めいただければ市といたしましても振興公社と共に対応していこうという考えであります。

○議 長 木下議員。

○木下議員 滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園キャンプ場の指定管理負担金6,383万3,000円、この積算内訳を伺います。

○議 長 ただいまの質問のところは債務負担行為ですよ。

○木下議員 そうです。すみません。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 債務負担行為の設定額の積算根拠でありますけれども、私どもこれは入札における設計額と同様の取扱いに当たるということで理解しておりまして、詳細については答弁を差し控えていただきたいと思います。ただ、設定額の考え方といたしましては、指定管理施設でありました令和2年度の実績の数値、これに現在の事業者、北のたまゆらですけれども、様々協力いただいておりますので、得られた協力の中から直近の情報、そういったものを基に算出しているということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 木下議員。

○木下議員 入札に影響があるということで、積算の内訳はお知らせできないということの解釈でよろしいのですか。

○議 長 ただいまその内容についても産業振興部長のほうから答弁があったと思うのですけれども、解釈できませんでしたか。できないのであれば再度説明してもらいますけれども。産業振興部長。

○産業振興部長 内訳については、入札における設計額と同様の取扱いに当たるというふうに理解しているということで、答弁は差し控えていただきたいと思いますということでご答弁させていただきました。以上でよろしいでしょうか。

○議 長 田村議員。

○田村議員 私のほうからこれも２点通告してありますので、その順において質問しますが、令和５年４月から滝川振興公社が指定管理を受けて委託を受けると、それに対する利点及び問題点があれば教えてください。

○議長 長 ２点併せて質疑、続けてお願いします。

○田村議員 それでは、もう一点の部分ですが、今後の抜本的な経営安定のための考え方ということは何うのですが、先般１１月３０日のプレス空知の新聞に、前田市長は１１月２８日の定例懇談会で、既に興味を持っている事業者もいるというようなことで、今後は民間運営を望んでおり、よく協議をする時間をつくりたい、併せて地域全体でふれ愛の里の魅力をいろんな視点から探りたい。非常にいいことなのですが、市民の方はこれを見て誤った見解を持っている。それは、ふれ愛の里、北のたまゆらが撤退した後、もう既にいるのですかという感覚を持っているのです。ですから、この新聞を見る限りは既に興味を持っている事業者がいるということ自体が誤解を招いていると。これに対して市長としてはどういう考えがあるのか聞きたいのと、このたまゆら、このままやっても市がやっても絶対黒字にならないというのは皆さんが言っていることですが、やっぱり経営安定させるためには抜本的に初歩的な改革をしなければ駄目だと。そう考えた場合に、あのふれ愛の里で２０万人が開業当時から大体減らずにいるということはすごいことなのです。この近隣の温泉においても入湯客、入館者は多いということで、ただしこの２０万人からなかなか上がっていかない。例えば来年は２５万人、再来年は３０万人だというような計画が全く立てれない。そのために北のたまゆらは撤退したのです。この計画が立てられれば北のたまゆらは撤退をしないで、もっともっと５億円もかけてキャンプ場を１００張りも造ってやりたいのです。ところが、やれないというのは市と契約内容もあるけれども、そういうものを若干変えてでも誰かに維持管理してもらうというのが妥当だと思うのです。

それには、まずあそこにホテルを建てることです。入館者の皆さんが言うのは、よい食事がなくて、行ったって御飯なんか食べれないのでないか、こういう考えが非常に多いです。ですから、しっかりしたコックを使って、宴会もできる、宿泊者がいれば料理人もしっかりした者が常駐で雇えるというようなことで、この経営を安定するためには市としては、直営でやる１年間はいいのですが、その１年間の間にそういう見解を持つ必要がないかあるかをお聞きします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、令和５年４月からの振興公社委託の利点、委託ではないですね、指定管理ですけども、利点及び問題点についてということでもありますけれども、ある意味公募によらない理由を私は説明させていただきましたけれども、それがまずは利点になるのだろうなというふうに思っております。令和５年４月から切れ目なく運営するということを重視しておりますので、公募の余裕がないという中で滝川グリーンの吸収合併先であります振興公社が現在の従業員の皆さんのお力添えをいただきながら運営するということを想定しているものであります。切れ目なく運営するための選択ということで、そのことが利点なのではないかなというふうに考えております。

問題点ということですけども、これが問題点と言えるかどうかということはありませんけれども、例えば雇用に対する対応、運営事業者の変わり目ということで様々な問題が生じる可能性があります。

す。そういったことが生じないよう、まずは新たな指定管理者と共にしっかり準備していくという必要があると考えております。その点が問題点といえば問題点かなというふうに考えております。まずは、運営と並行しまして経営改善などを検証も行いながら、1年間の指定管理期間をしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、抜本的な経営安定のための考え方ですけれども、今時点ではまず円滑な運営開始というのを最優先しているというところでご理解いただきたいと思います。具体的にお示しすると様々出てくるのですけれども、さきにお答えした部分はありますけれども、例えば客観的に現状分析も実施したいというふうに考えております。民間事業者の皆様との様々なやり取りもこれからいろいろと出てくるだろうと思います。市長のご発言の話に触れられておりましたけれども、もちろん市長のところにも直接いろんな情報が入ってきますし、我々のところにも情報は入ってきます。北のたまゆらが撤退した後とはいえ、施設に魅力があるのだなということを改めて認識しているところです。様々な民間の事業者から問合せがあるというのは事実であります。市長のところに入ってくる情報は早いですから、我々と情報をすり合わせる時間ありませんし、逆に私どもが受けた情報を市長に伝えるいとまもない場合もありますけれども、とにかく状況としてはそういうことであります。あらゆる経営の方向性とか可能性というものを否定するものではありませんので、今後も市長がおっしゃられたとおり、地域全体でこの施設の魅力を向上させるために何ができるのかということを考えていく考え方であります。

議員から様々ご意見いただきましたけれども、いずれも令和5年4月1日以降の話ということになりますので、これも繰り返しになりますけれども、地域全体でこの施設の魅力を高めるということとは考えておりますので、どんどんご意見なりご要望なりというのを頂戴する中で検討していきたいと思いますので、ぜひ今後とも忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、さっき荒木議員が言っていたけれども、41名の今の従業員、これを引き継ぐのは、非常にいいことではありますけれども、これが足かせになるということも言っておきたいと思います。これは、あの規模から見て果たしてそれだけの人数が必要なのか、ローテーションを組んでも41人必要な施設かどうか考えた場合には、過剰だと思うのです。北のたまゆらでやっていたのは、1時間とか2時間とか、あるいはお風呂の掃除だとか、短時間も含めてそういうことをやっているのですが、それだけではなかなかアルバイトをやる人も長続きしていないというようなことから、それもこのままを引き継ぐというのは無理があるのでないかなというふうにも思いますし、市長がさっきおっしゃったとおり、うんと赤字なら撤退もやむを得ないというようなことを言っていたけれども、滝川の大事な財産の一つであるということもあるので、ぜひ前向きな考えでもって進めていくべきだというふうに思うのですが、この1年間、ただ指定管理をしているのではなくて、いろんな方法を生み出すのだと思うのですけれども、新たな指定管理が見つかった場合、今補正を組んでいる6,000万円、こういうものは補助として出せる可能性があるのか、それとも受けた指定管理者が全部やるのだというのか、その辺の考えを変えていかないと駄目だと。それと、

さっき言ったように客単価を上げる、そしてできればホテルを併設するというようなことで前向きに捉えるべきだと思うのですが、このまま1年間指定管理するのですか、何か改革を考えているのですか。

○議長 長 市長。

○市長 田村議員のご質問でございます。いろいろご心配をいただいていることに感謝を申し上げたいと思いますが、ただ1年間振興公社が指定管理をやって、それで終わるということは毛頭考えておりません。その1年間で何をやっていくかというのが非常に大事でございますので、今日いろいろとお認めいただいたら、すぐに様々な変革、どのようなことができるかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

先ほど私が記者懇談会で発言したお話もございましたが、関心を持っていただいているということは非常にありがたいことでございますので、新たな指定管理者の方が現れてくれば、その指定管理料についてもいろいろと協議をしていく。また、新しくもっと足さなければいけないものがあるならば、それも考えていく。北のたまゆらの社長とお話したときには、非常に苦渋の決断だったと、残念である、こんないい施設を続けられないのは誠に申し訳ないというお話をいただきました。社内でも随分いろいろご議論があったようでございます。それだけ魅力ある施設だということでございますので、私は簡単にその経営を諦めるというつもりはございません。そのために何ができるか、今お話があったとおり、宿泊が弱ければそのようなことも考えなければいけない。平成9年にあの施設が完成したときは田村議員もよく御存じで、なぜ宿泊施設がないのかということは御存じのはずだと思います。その件についてもいろいろと考えていかなければいけない。市内の関係もありますので、問題があるというふうには思っております。

また、北のたまゆらの社長にお聞きして、どこが弱かったのか、どこが北のたまゆらが経営するときに問題があったのか、様々お聞きしましたので、その弱点と思われるところをどう埋めていくかということも考えていかなければいけないと思っております。そのような努力を担当部のみならず市全体で考えて行っていきたいというふうに思っておりますので、それだけ意欲を持って経営に臨んでいくと、1年間単なる指定管理だけで終わるつもりは毛頭ございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私のほうからは1点伺いたいと思います。

光熱水費全体について伺いたいと思います。一般の家庭も光熱水費が上がって大変な思いをしていると思いますけれども、この背景としてはロシアのウクライナ侵攻があるのだらうと、そのことによって発電燃料の高騰と、あと円安ですか、そういったことが背景にあるのだらうと思います。それで、先ほど来説明の中で電力契約の変更によって今これだけの額になるのだというお話でありました。市民は、多分そのことだけでは分らないのです。なぜ電力契約の変更をせざるを得なかったかということをお話していただかないと分らないのです。遡ること2015年に電力会社の契約を変更しました。いわゆる新電力というところと契約しました。それから7年、8年経過して、光熱費というのが削減効果があったのだと思うのです。そういう経緯を説明しながら、今回どうし

でも仕方なく割高な電力を供給してもらわなくてはならなかったのだという話をさせていただかないと市民は分からないのです。結局最終保障供給という制度があって、その制度を利用するには2割高の電力供給を受けなくてはならないのだと、そういう話をさせていただかないといけないので、もう一度市民に分かるように、なぜこういう全体で1億9,000万円弱の電力の高騰に補正をせざるを得なかったのかということを説明願いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 電力契約の変更に係る経過についてご説明をさせていただきます。

先ほど議員のご質問にもありましたが、滝川市におきましては平成27年度から、高圧の電気につきましては新電力の会社と契約をすることにより大幅なコストダウンを実現しております。令和3年度単年度で見ると、市立病院も含めると3,494万円ほどのコストダウンが図られたという実績もございます。これが令和3年9月頃より、輸入価格の高騰ですとかで燃料費調整額が値上げされるなどの理由があり、電気料金が値上がりが続けてきたということで、滝川市で契約していた電力の契約期間につきましては令和3年の10月1日から令和4年の9月30日までという契約になっておりました。ですので、契約を更新するに当たり、入札により新たな契約をするという予定をしていたところですが、金額の高騰により、新たな契約を結ぶことができませんでした。

それにより、北電との最終保障供給という、どこでも契約できない場合に北電から電力が供給していただける契約に移行したということになります。これによりまして通常価格よりもかなり割高な料金設定で契約をせざるを得ないという状況になりましたので、これまでの電気の使用量の実績等を勘案した場合に、今回の増額補正の必要が生じたということです。今後電力料金につきましては、情勢がちょっと見通せない状況ですけれども、新たに単価等が有利な契約が少しずつ出てくるというふうに思っております。早速ですけれども、12月の1日からは若干価格が下がるであろうという新たな契約をしたところですので、今後にも必要に応じて契約の見直しなどもしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 効果額がどのくらいあったのかという説明がなかったのですけれども、その当時、電力会社を変更する当時、私も議会質問で新電力に替えたらいいのではないかと、そういうことで、電力の小売の自由化になって、安いほうの電力を使いましょうということで提案した経緯がありまして、今回の件についてはここにきて裏目に出てしまったかなと残念に思っているのですけれども、この電力の高騰というのが今後も続く可能性もあるわけです。私の立場としても国に対して言っていきたいと思うのですが、滝川市の今言われた増額補正する施設というのは非営利の施設です。そういう施設に対しては、国としても急変した状況を鑑みて、ぜひ交付税を増やしてほしいということを全国各地で声を大にして言っていきたいと思うのですが、市長、この私の意見に対しての見解を伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの三上議員のご質問でございますけれども、三上議員のおっしゃるとおりだと思います。非常にこれは大きな、地方自治体全てが大変な思いをされているわけですので、やは

り国として幾ばくかの制度を導入していただいて、自治体に交付税増額等を図っていただきたいという思いは強く持っておりますので、市長会では必ず問題になることだと思いますので、そちらでしっかりと発言をしてお願いをしてまいりたいと思っておりますし、三上議員もぜひともお力添えをいただきますことを心からお願い申し上げたいと思います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、第6号、第10号及び第12号の4件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第6号、第10号及び第12号の4件はいずれも可決されました。

◎日程第7 議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議 長 日程第7、議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度北海道国民健康保険保険給付費等交付金普通交付金の精算払いなどに伴う補正でございます。

議案の1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億9,775万9,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページをお開き願います。2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

4ページをお開きください。4ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

補正の内容についてご説明申し上げますので、次のページ、6ページ、7ページをお開きください。歳入、3款1項1目保険給付費等交付金16万5,000円の増額につきましては、令和4年度に創設された未就学児保険料均等割額の軽減措置に伴い、保険料負担金事務に係る国保連合会の

システムにおいて改修が必要となり、各市町村がその負担を行います、この財源として特別調整交付金が交付されるための補正でございます。

6款1項1目繰越金314万2,000円の増額につきましては、令和3年度北海道国民健康保険保険給付費等交付金普通交付金の精算払いの財源を繰越金に求めたいとするための補正でございます。

次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。1款1項2目連合会負担金16万5,000円の増額につきましては、未就学児均等割額保険料負担金の申請様式の追加に伴い、北海道国保連合会が行うシステム改修費用に対する負担金の補正でございます。

8款1項3目償還金314万2,000円の増額につきましては、令和3年度の普通交付金の精算に伴う償還金の補正でございます。

以上を申し上げまして議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第8 議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)

議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について(市営住宅等)

○議長 長 日程第8、議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)、議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について(市営住宅等)の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第11号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、市有地の売却による不動産売払収入等の増額に伴う基金積立金の増額及び社会資本整備総合交付金事業の活用促進による啓南団地7号棟給排水設備等改修工事の追加に要する費用を増額補正したいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,810万6,000円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ5億9,934万2,000円としたいとするものでございます。

同条第2項において、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございします。

第2条、繰越明許費について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるところでございします。

第3条、債務負担行為について、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為によるところでございします。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるところでございします。

続いて、2ページ、3ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございしますので、お目通し願います。

5ページをお開きください。第2表は、繰越明許費でございしますが、啓南団地7号棟給排水設備等改修工事に係る費用で、入居者の負担や施工期間を考慮し、令和4年度繰越予算として1億1,390万6,000円とするものでございします。

第3表は、債務負担行為でございしますが、滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設の指定管理者を令和5年度から令和7年度の3年間指定したことに伴う管理代行負担金の支払いとして、令和5年度から令和7年度までの期間で限度額2億7,971万円とするものであります。

第4表は、地方債の補正でございしますが、公営住宅事業債を5,690万円追加し、限度額を9,340万円に変更したいとするものであります。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。1款2項1目公営住宅建設費、14節工事請負費、補正額1億1,390万6,000円の増額につきましては、啓南団地7号棟給排水設備等改修に係る工事請負費によるものでございします。

3款2項1目基金積立金、24節積立金、補正額4,420万円の増額につきましては、歳入の増額に伴い、基金積立金にて調整したいとするものでございします。なお、基金積立金については、公営住宅等事業基金への積立てを予定しております。

以上、歳出の補正額は合計で1億5,810万6,000円の増額となったところでございします。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款2項1目不動産売払収入、補正額2,436万円の増額につきましては、東団地跡地に係る市有地の売却によるものでございします。

3款1項1目他会計繰入金、補正額6,295万3,000円の増額につきましては、改修工事

等に伴う社会資本整備総合交付金に係る一般会計からの繰入金によるものでございます。

4款1項1目繰越金、補正額、1,389万3,000円の増額につきましては、前年度1月から3月に販売した市有地の売却金1,384万円及びさきの改修工事に必要な費用5万3,000円を財政調整するものでございます。

6款1項1目市営住宅事業債、補正額5,690万円につきましては、歳出補正に必要な財源を措置したいとするものでございます。

以上、歳入の補正額は合計で1億5,810万6,000円の増額となったところでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設で、指定管理者となるべき団体は滝川ガス株式会社でございます。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明をいたしますので、議案第11号参考資料をお開き願います。1、募集及び選定の経過につきましては、記載のとおりでございます。2、申請団体数でございますが、1団体。3、選定審査の方法ですが、申請書類の事前審査、申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等により総合審査を行ったところでございます。4、選定方式については総合点数方式。5、選定の理由は審査点の総合計が基準を満たしたことから、選定されたものでございます。6、選定された団体が主に評価された点でございますが、記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第3号及び議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号及び第11号の2件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び第11号の2件はいずれも可決することに決しました。

◎日程第9 議案第4号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）

○議長 日程第9、議案第4号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第4号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、電力契約の変更に伴う光熱水費の増額を行うための補正でございます。

1ページをお開きください。第1条は、総則です。

第2条は、令和4年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的支出ですが、第1款病院事業費用を8,700万円増額し、補正後73億6,700万1,000円に、第1項医業費用を8,700万円増額し、補正後70億5,887万3,000円とするものです。

2ページから5ページまでは補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、ですので、お目通し願います。

6ページをお開きください。収益的支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明いたします。1款1項3目経費で8,700万円を増額し、補正後10億9,710万2,000円とするものです。内訳といたしましては、光熱水費で8,700万円増額補正したいとするものです。

以上、議案第4号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は可決されました。

◎日程第１０ 議案第７号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１０、議案第７号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第７号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明いたします。

令和４年４月６日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、同日から施行されたことに鑑み、選挙運動費用に関する公費負担の限度額の引上げを行うため、当該条例で定めております選挙運動費用に関する公費負担額等の一部を改正したいとするものです。

改正の内容につきましては議案第７号参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料の１ページを御覧ください。第４条第２号アで、選挙運動用自動車の借入契約を行い、使用された選挙運動用自動車、各日について支払うべき金額の上限額を現行の１万５，８００円から１万６，１００円に改めたいとするもの。

次に、イで、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約を行い、使用された選挙運動用自動車に供給した燃料代金の１日の支払い上限額を現行の７，５６０円から７，７００円に改めたいとするものです。

次に、第５条の４で、選挙運動用ビラ作成の契約に基づき作成されたビラ１枚当たりの作成単価の支払い上限額を現行の７円５１銭から７円７３銭に改めたいとするもの。

２ページですが、第８条で、選挙運動用ポスター作成契約に基づき作成されたポスター１枚当たりの作成単価の上限額を現行の５２５円６銭から５４１円３１銭に、またポスター作成に係る企画費相当分の上限額を現行の３１万５００円から３１万６，２５０円に改めたいとするものです。

附則につきましては、第１項で、この条例は、公布の日から施行するものとし、第２項で、改正後の条例の規定については、この条例の施行日以後に期日を告示された選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によることとしたいとするものです。

以上、議案第７号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時55分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正について

○議 長 ここで、午前中の三上議員の質問に対する答弁に誤りがございましたので、修正答弁をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 先ほど議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第10号)の三上議員の電力契約に関する質疑の中で誤りがございました。私は最終保障供給の相手先を北電というふうに申し上げましたが、正しくは北海道電力ネットワーク株式会社ですので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◎日程第11 議案第8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

昭和47年1月より、建築基準法の規定に基づき建築主事を滝川市に設置し、建築物の確認申請における審査をはじめ、建築基準法、その他関係法令に基づく行政事務を行ってまいりましたが、令和5年3月31日をもって建築主事を廃止することに伴い、建築主事設置に基づく当該行政事務に係る手数料を廃止するため、滝川市手数料条例を改正したいとするものであります。

改正内容でございますが、参考資料にて説明をいたしますので、新旧対照表の1ページ目をお開き願います。建築主事の廃止に伴い、削除となる項につきましては、1ページから5ページにあります12及び13の項、建築基準法に基づく事務手数料、次に5ページ目中段から11ページにあります13の2の項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料、次に11ペー

ジ目下段から18ページにあります13の3の項、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料、次に18ページ目中段から32ページにあります13の4の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料、以上まで削除となります。

続きまして、32ページ目、18の項、証明書の交付に関する事務に係る手数料であります。建築基準法に基づく審査に係る手数料の廃止により、同項第9号を削除することに伴い、第10号を第9号とし、第11号を第10号とするものです。

同じページの下段の備考についてですが、建築関係手数料の廃止に伴い、第1項から第17項までを削除し、これにより第18項を第1項とし、第19項を第2項とするものであります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 そもそも論をちょっとお尋ねしたいのですが、今回の手数料条例なのですけれども、建築確認申請そのものを滝川市で行わなくなる。建築に関する様々な情報とか市内の建築に関わる様々な情報ってあると思うのですけれども、そういったものが建築主事を置かずに運営していつて今後そごが起きないのかどうなのか、非常に心配なのです。そういった説明がどこにもなくて、いきなり手数料条例の改正という唐突感を私は持っているものですから、その点について少しく説明をしていただきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいまの質疑についてですけれども、建築主事につきましては建築基準法の第6条の限定特定行政庁でございますので、第4号物件について滝川市で受けて、審査をして、まずは確認済証を交付するという方法で、法律的に建築主事がいないとこれができないということでございます。今のお話でございますけれども、建築に関する例えばいろんなもののご相談ですとか、あるいは中身がちょっと分からないとかといったものに関しましては、建築のほうでは1級と2級の建築士がおりますので、そちらのほうで相談をさせていただいて、いろんな情報につきましても、北海道から流れてくる情報につきましても、相談に来ていただければそれは内容についても技術的な話もさせていただくという、有資格者の中でさせていただきたいというふうに考えております。あくまで4号物件について今まで市で審査していたものが今後来年度以降、北海道空知総合振興局で審査をすると、うちで受けて進達をして、総合振興局で審査をするということになりますので、相談等につきまして、あるいは情報等についてはうちの建築保全係のほうで対応したいというふうに考えております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 分かりません。建築確認申請が上がってくる。それに目を通す。現場がどうなっているのか、あるいはどういった建物が滝川に存在しているのか、様々な情報が建築確認申請を通して滝川市にその情報が入ってくるわけです。それがその業務自体がなくなるので、手数料条例も改正するというのは、それはよく分かるのですが、現実問題として滝川市の情報というのかな、建築

に関わる情報を市民が尋ねてきたら、うちには専門家がいるから、その人が答えるのだよで本当に済むのか。そこら辺は十分な議論を経て今回こういうような方法を取るということになったのか。

ちょっと心配なのは、例えば土木の技術を持つ方々がなかなか市で採用されないという問題もこれからもどんどん出てくるのだと思うのです。様々新聞紙上でも指摘されている事項が増えてきている。本当に地方自治体の業務そのものが今後維持できるのか。いろいろな観点から指摘されているのですけれども、今回手数料条例の話をはっきり言って今詳しいことをお伺いしたようなものでして、これまで全く私の耳にもほとんど入っていなかったと。それで、僕自身も、昔の話ですけれども、建築住宅のほうにいた時代もありまして、本当にこれは大丈夫なのかなと、生の情報が市に入らなくなって、空知総合振興局で受け付けるから、それでいいというような話なのかなとつくづく思うのです。そこら辺をもう一回ご答弁いただきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 まず、4号物件に関しましては、審査は北海道空知総合振興局でございますけれども、どんな建物が建つのかとか、延べ床面積、建築面積等々は情報としては滝川市のほうにはこのような建物が建ちますという情報はこちらに来るようにはなっております。

それと、技術者の話でございますけれども、建築主事がないという状況で4号物件を審査できないということにはなりますけれども、1級、それから2級の建築士がおりますので、その中で当然内部でもいろんな研修もありますけれども、外部研修もございますし、あとは法令と書籍、あるいは北海道の研修会等々もございますので、情報に関しても十分に取れるというふうに判断をしておりますし、技術者の教育に関しても従前どおり行うことが可能と考えております。4号物件については審査できませんけれども、情報については従前どおり、うちも国や北海道の情報も取っていきますし、当然それを市民の方あるいは工務店のほうにもお伝えをしていくという役目は変わらないというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第12 議案第9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

○議長 日程第12、議案第9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、令和5年1月に改修工事が完了予定の滝の川公園に設置するテニスコートにつきまして、令和5年度から有料公園施設として開設するため、滝川市都市公園条例を改正したいとするものであります。

改正の概要について議案第9号参考資料でご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。第7条につきましては、有料公園施設として新たに滝川市テニスコートを設置するため、文言を追加するものです。

次に、第7条の2については、滝川市テニスコートの開場時間を定めるための文言修正でございます。

第10条の3の改正につきましては、別表第5、別表第6を追加し、滝川市テニスコートの利用料金設定を専用利用と個人利用に分け、それぞれ定めたいとするものです。

第15条の2の改正につきましては、別表を追加したことに伴う文言整理でございます。

次、2ページ目でございますが、新設する別表第5では専用利用の場合の料金設定基準を利用区分ごとに定め、3ページ目、別表第6では個人利用の場合の料金設定基準を定めたいとするものでございます。なお、備考にてそれぞれ補足事項を定めております。

4ページ目、附則第1項につきましては、施行期日を令和5年4月1日としたいとするものです。

第2項につきましては、施行前に指定管理に係る準備行為を可能にするためのものでございます。

以上、議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）

○議長 長 日程第 1 3、議案第 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由をご説明いたします。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は滝川ふれ愛の里地ビール製造施設、所在地は滝川市西滝川 7 6 番地 1 であります。指定管理者となるべき団体の名称は大雪地ビール株式会社、主たる事務所の所在地は旭川市宮下通 1 1 丁目 1 6 0 4 番地の 1、代表取締役、井内敏樹氏であります。指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間であります。

公募によらないで指定管理者を指定する理由ですが、指定管理予定者は令和 2 年度まで同施設の指定管理者であったほか、令和 3 年度以降においても株式会社北のたまゆらとの業務委託契約により引き続き同施設の管理運営を適切かつ安定的に行ってきたことに加え、質の高いクラフトビールを製造販売しながらブランド価値を向上させてきた実績を有しております。今後の運営においてもこれまでの運営実績と商品ブランド力を基礎として引き続き指定管理予定者が運営を担う必要があることから、公募によらず指定管理者を指定したいとするものです。

以上、議案第 1 3 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 先ほど議案第 1 2 号で指定管理者が滝川振興公社に決まりましたけれども、そちらは 1 年、今回議案第 1 3 号では地ビールの施設については 3 年。先ほど来滝川ふれ愛の里については、あらゆる可能性というか、方向性で考えていくと。私は、今後民間の方の力も借りていかなくはいけないのかなと思っておりましたけれども、ここを 3 年の指定管理にすることでそのことが足かせにならないのかなと思ひまして、伺いたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、今回の指定管理につきまして非公募による理由というのを述べさせていただきましたけれども、そこで述べました事情のとおり、ビール醸造というのは特別なノウハウが必要になってくるものだというふうに考えております。それから、実際のビールプラントとの親和性といえますか、そういったものも必要になってくるのだらうなというふうに理解しているところで。そういった中で、ふれ愛の里は 1 年間、それから地ビール製造施設は 3 年間の指定管理という、このずれといえますか、そういったことに関することですけれども、具体的には地ビール製造施設とそれ以外との施設の中身は物理的に分離して運営することが可能な状況になっております。令和

2年度までも今回提案させていただいたように分離して運営してきたという経過もありますので、物理的に分けて運営可能であるというところで、ご心配の向きはないのかなというふうに考えております。電気、水道には子メーターが設置されておりますし、出入口も別だということで、あくまでもこの施設に関しては別の施設、同じ建物の中にありますけれども、別の施設というようなことの考え方で整理していきたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今後民間を探していくことになって、その事業者が地ビールも一体で運営したいのだということになった場合に足かせにならないかということを探ねたのです。であるならば1年の指定管理にすればいいだけの話ですよね、どう思いますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かに議員がおっしゃるような状況がもしかしたら今後生まれるかもしれません。ただ、あらゆる方向性や可能性を否定しないということでご答弁申し上げますけれども、どのような状況が起こるかということも分からない現状において、まずは地ビール製造施設につきましては先ほど来申し上げましたとおり物理的に分離することが可能であるということと、安定的に優良な事業者に管理運営をしていただきたいというのが現状の私たちの考えでございますので、そのような状況が生まれましたら、そのときには改めて事業者間で市が調整役を果たしましてベストな方向性を見いだしていきたいというふうに考えております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第14 議案第14号 滝川地区広域消防事務組合理約の変更について

○議 長 日程第14、議案第14号 滝川地区広域消防事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第14号 滝川地区広域消防事務組合理約の変更についてにつきまして提案理由をご説明いたします。

滝川地区広域消防事務組合の経費の支弁方法の変更に伴い負担割合が変更となるため、規約の一部を改正したいとするものです。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第2項の規定により、構成団体の協議によりこれを定めなければならないことから、構成市である滝川市として本議案を提出するものです。

変更の内容につきましては議案第14号参考資料、新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表を御覧ください。第13条、組合の経費の支弁方法についてですが、第2項第1号において、議会費、総務費及び消防本部費の負担割合については関係市町において均等割10パーセント、人口割のうち、国勢調査人口によるもの40パーセント、国勢調査世帯数によるもの30パーセント、財政割として普通交付税の消防費に係る財政需要額20パーセントとなっておりますが、このうち均等割の10パーセントを20パーセントに、人口割のうち、国勢調査人口によるものの40パーセントを30パーセントにそれぞれ改めたいとするものです。

附則として、この規約は、令和5年4月1日から施行するとするものです。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号から第3号 人権擁護委員候補者の推薦について一括して提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、高嶋弘美氏、斎藤寛氏、塩尻文子氏の3名が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として高嶋弘美氏、斎藤寛氏、芳賀伸吾氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、3名の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 ただいま諮問第1号から第3号まで市長のほうから一括で説明がございましたので、一括で質疑をお受けいたしますが、質疑につきましては諮問第1号から第3号までお一人ずつについての質疑をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件につきまして可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件について可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は可と答申することに決しました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

本件について可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合上、12月3日から12月7日までの5日間を休会いたしたいと思います。これに異

議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、12月3日から12月7日までの5日間を休会することといたします。

◎散会宣告

○議長 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時25分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員